

下記の建設工事について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年10月11日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県農林技術研究所長 新田 明彦

2 担当部局

〒438-0803 静岡県磐田市富丘678の1

静岡県農林技術研究所総務課 電話番号 0538-35-7211

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第1019号

(2) 工事名

令和元年度 静岡県農林技術研究所 B 1 東側温室移転工事

(3) 工事概要

静岡県農林技術研究所 B 1 温室（2連棟）の東側の温室を解体し、所内圃場の別場所（F圃場）に同程度の鉄骨温室を建設する。

(4) 業務期間

契約締結日から令和2年3月16日まで

4 競争入札参加資格

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県建設工事競争入札参加資格のうち「建築一式工事」に係る認定を受けており、A、B又はC等級に格付けされた者であること。
- (3) 建設業の許可を受けており、建築工事業に係る一般又は特定建設業の許可を有する者であること。
- (4) 同種工事（平成16年4月1日以降「農業用鉄骨温室の新設工事」の元請施工）の実績があること。
- (5) 静岡県の機関が定める入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和元年10月11日（金）から令和元年10月18日（金）までの午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日の期間を除く。）

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書を提出すること。なお、郵送又は電送によるものは受付しない。

(1) 提出期間

令和元年10月11日（金）から令和元年10月21日（月）まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年11月1日（金） 午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡県磐田市富丘678の1 静岡県農林技術研究所 農業資料館 会議室

(3) 入札方法等

入札説明書による。

8 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(3) 照会窓口は、静岡県農林技術研究所総務課 電話番号0538-35-7211とする。